意を受けたときの

老人保健制度と同様に費用の1割ま たは3割(現役並み所得者および同一世 帯の被保険者)が自己負担になります。 自己負担割合は被保険者証に記載さ れます。

Chain the transport

老人保健制度と同様の給付が受けられます。

「高額医療・高額介護合算制度」が新設され、後期高齢者医療と介護 保険の両方で給付を受けた場合で、年間の自己負担額を合算して一 定の限度額(年額)を超えたときには、超えた額が支給されます。

被保険者が亡くなられたときは葬祭費として30,000円が支給され ます。

老人保健制度では、被保険者が加入している医療保険にそれぞ れ保険料を納めており、職場の健康保険の被扶養者は保険料の 負担がありませんでした。

後期高齢者医療制度では、全体の医療費の財源の1割を「保険 /料」で賄うため、被保険者全員が保険料を納めるようになります。

保険料はこのように決まります

保険料は、被保険者全員で共通に負担する「均等割額」と被保険 者の前年中の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になりま す。均等割額と、所得割額を算定する所得割率は県内均一で、広域 連合が決定(2年ごとに見直し)します。

平成20~21年度の

みんなで

保険料を

納めるんだね

【均等割額】

保険料は

所得によって

変わるのね

【所得割額】

保険料 = 39,670円+ (年額)

[前年中の総所得金額等から基礎控除額 × 7.35% (33万円)を控除した額

(所得割率)

※保険料はどんなに所得が高くても年額50万円が上限です。

次の人は保険料の軽減が受けられます

①所得の少ない人は

世帯の所得状況に応じて、保険料の「均等割額」が7割・5割・2割の割合で軽減されます。保険料の軽減を受けるた めには、住民税申告等が必要となります。収入がない場合も『収入がない旨の申告』をしてください。

②職場の健康保険などの被扶養者(市町村国保および国保組合加入者を除く)であった人は

後期高齢者医療制度へ移ることで新たな保険料の負担が生じるため、経過措置として、制度加入後から2年間、保 険料の所得割額が免除され、均等割額の5割が軽減されます。

平成20年度に限っては、上記の経過措置に加えて、特別措置として、4月から9月までの間は保険料徴収をせず、10 月から平成21年3月までの間は保険料の均等割額が9割軽減されます。

後期高齢者医療制度に ついてのおたずねは

- ●島根県後期高齢者医療 広域連合業務課 (20852 - 20 - 7525)
- ●市役所保険年金課 (221-2211)/内線 4314 4315 4324

保険料はどうやって納めるの?

- ◎介護保険料と同じように、原則として年金から天引き(特別徴収)されます。 ただし、次に該当する人は、口座振替や納付書などによる納付(普通徴収)に なります。
 - ①年金額が年額18万円未満の人
 - ②介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1 を超える人
- ◎保険料の納期は下表のとおり、特別徴収は年6回、普通徴収は年9回になりま す。(年度途中で被保険者となった人は、納付回数が異なる場合があります)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

老人保健制度が生息から

後期高齢者医療制度」に変わります



75歳以上(一定の障害の状態にある65歳以上 を含む)の人は「後期高齢者医療制度」に変わり ます。

老人保健制度は3月末で廃止となり、4月から

老人医療費の増加が見込まれる中、医療制度 を将来にわたり持続させるために、現役世代と高 齢者の負担を明確にし、高齢化社会に対応する 公平でわかりやすい制度として創設されます。

対象(被保険者)は?

- 175歳以上の人
- ②65歳~74歳の人で一定の障害の状態にあり、 広域連合の認定をうけた人

現在、老人保健制度で医療を受けている人は、その まま後期高齢者医療制度の対象(被保険者)になりま

4月からは現在加入している国民健康保険や職場 の健康保険等の医療保険から離れ、新たな「後期高齢 者医療制度」に加入(移行)して医療サービスなどを受 けることになります。特に加入の手続きは必要ありま

ただし、老人保健制度で障害認定を受けている65 歳~74歳の人については、障害認定の撤回申請を 行って、後期高齢者医療制度には加入せずに、現在加 入している国民健康保険や職場の健康保険等で引き 続き医療サービスを受けることもできます。

【障害認定の撤回申請について】

3月31日(月)までに障害認定の撤回申請を された場合は、後期高齢者医療制度に移行しま せん。ただし、申請時期により後期高齢者医療 制度の被保険者証の発送や、保険料の年金か らの徴収を行ってしまう場合があります。(徴収 された保険料は後日還付します。)

また、75歳までの間は、いつでも障害認定申 請の撤回の届出ができますが、その場合、さか のぼって資格を喪失することはできませんの

運営主体や窓回は?

運営主体は、県内すべての市町村で構成する「島根 県後期高齢者医療広域連合1で、窓口業務は出雲市 (各市町村)で行います。

広域連合…保険料の決定、被保険者の資格管理、 医療給付などの制度運営

出雲市…保険料の徴収、届出・申請の受け付け、 保険証の引き渡しなどの窓口業務

被保険者証は?

「後期高齢者医療被保険者証 |を被保険者一人に一 枚発行します。被保険者証(さくら色)は、3月中に配達 記録郵便によって郵送します。

配達記録郵便とは・・・

郵便局の配達員から直接受け取る方法です。不在 のときには不在連絡票がおかれます。この場合、配 達日を指定することができますので、都合の良い日 に再配達を希望されるか、郵便局で直接受け取って ください。

制度が変わっても (4) 加入の手続きは 特に必要ないんだな

新しい被保険者証 が3月中に届くのね。 一人に一枚ですって

3 広報いずも 2008.2.14